

7 健康福祉に関する県の計画

(1) 総括表

計画の名称	策定年月	計画期間	計画の概要	根拠法令	担当課
長野県総合5か年計画 (しあわせ信州創造プラン3.0)	R5年 (2023年) 3月	2023 年度 ～ 2027 年度	以下の性格を有する、県政運営の基本となる総合計画。 ・概ね2035年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後5年間の行動計画 ・都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・SDGsの達成に寄与するもの	まち・ひと・しごと創生法	総合政策課 (健康福祉政策課)
第2期信州保健医療総合計画	H30年 (2018年) 3月	2018 年度 ～ 2023 年度	保健医療に関連する9つの計画を一体的に策定。これまでの信州保健医療総合計画を引き継ぎ、県が取り組む各種保健医療施策の方向性とその具体的な目標を明らかにする計画。		健康福祉政策課
第7次長野県保健医療計画	H30年 (2018年) 3月	2018 年度 ～ 2023 年度	国の基本方針に即しつつ、医療圏、基準病床数、地域医療構想、医療連携体制、医療従事者の確保、疾病対策などを定めた計画。	医療法	医療政策課
第3次長野県健康増進計画	H30年 (2018年) 3月	2018 年度 ～ 2023 年度	長野県における健康づくりを推進するため、健康づくりに関する9分野を中心に今後目指すべき姿と取組、指標・目標を定めた計画。	健康増進法	健康増進課
長野県母子保健計画	H30年 (2018年) 3月	2018 年度 ～ 2023 年度	県内どここの市町村においても同じ水準で妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する体制の構築を推進する計画	母子保健法 子ども・子育て支援法 国「第2次健やか親子21」	保健・疾病対策課
長野県医療費適正化計画(第3期)	H30年 (2018年) 3月	2018 年度 ～ 2023 年度	生活習慣病の予防対策や療養病床の再編成などにより、医療費の伸びを適正なものとするための計画。	高齢者の医療の確保に関する法律	健康福祉政策課
長野県がん対策推進計画	H30年 (2018年) 3月	2018 年度 ～ 2023 年度	長野県のがん対策を総合的かつ計画的に推進するため、県民及び関係機関・団体と連携して取り組むがん対策の今後目指すべき姿と取組、数値目標を定めた計画。	がん対策基本法	保健・疾病対策課
長野県歯科保健推進計画	H30年 (2018年) 3月	2018 年度 ～ 2023 年度	長野県の歯科保健施策を総合的、効果的に進めていくため、歯及び口腔の健康づくりに関する具体的な目標と取組等を定めた計画。	長野県歯科保健推進条例 歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課

計画の名称		策定年月	計画期間	計画の概要	根拠法令	担当課
	長野県アルコール健康障害対策推進計画	H30年(2018年)3月	2018年度～2023年度	アルコール健康障害対策基本法及び国のアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、健康障害の発生、進行及び再発防止を図るための計画。	アルコール健康障害対策基本法	保健・疾病対策課
	長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画	H30年(2018年)3月	2018年度～2023年度	長野県における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策、医療を提供する体制の確保、緊急時における予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策等を定める計画。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の提供に関する法律	感染症対策課
	長野県の肝炎対策に関する計画	H30年(2018年)3月	2018年度～2023年度	肝炎対策基本法の趣旨に基づき、長野県における肝炎対策を推進するための体制の構築、市町村と連携した肝炎対策の推進等内容を定める計画。	肝炎対策の推進に関する基本的な指針	感染症対策課
長野県食育推進計画(第4次)		R5年(2023年)3月	2023年度～2027年度	長野県における食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的事項を定め、食を通して生涯にわたって心身の健康と豊かな人間性を育み、食育を県民運動として展開する計画。	食育基本法	健康増進課
第8期長野県高齢者プラン(長野県老人福祉計画・第8期介護保険事業支援計画)		R3年(2021年)	2021年度～2023年度	老人福祉法、介護保険法に基づき、市町村等の計画をもとに、サービス利用や施設整備の目標等を定めた計画。	老人福祉法 介護保険法	介護支援課
長野県障害者プラン2018(県障害者計画・第6期長野県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)		H30年(2018年)3月	2018年度～2023年度	「誰もが居場所と出番を見出すことのできる共生社会」を目指すことを基本理念とし、障害者基本法及び障害者総合支援法等に基づき、障がい者施策の基本的方向や推進方策を定めた計画。	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法	障がい者支援課
長野県自殺対策推進計画		R4年(2023年)3月	2023年度～2027年度	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱等に基づき、長野県における自殺対策の目指すべき姿と県民、関係機関・団体及び県の取組を定めた計画。	自殺対策基本法	保健・疾病対策課
長野県動物愛護管理推進計画		H25年(2013年)8月	2014年度～2033年度	国の動物愛護管理基本指針に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための計画。	動物の愛護及び管理に関する法律	食品・生活衛生課
第2期長野県地域福祉支援計画		R4年(2023年)3月	2023年度～2027年度	社会福祉法の規定に基づき、地域における高齢、障がい、児童等、福祉に共通して取り組む事項や地域福祉の向上のための施策を定めた計画。	社会福祉法	地域福祉課
長野県循環器病対策推進計画		R4年(2022年)3月	2022年度～2023年度	循環器病対策基本法に基づき、本県の実情に応じた総合的な循環器病対策を推進するための計画。	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法	健康増進課 保健・疾病対策課

概要

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦

「ゆたかな社会」を実現するために～

令和5年（2023年）3月
長野県

しあわせ信州創造プラン3.0 ～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～ の全体像

はじめに	第3編 基本目標 →P2
<ul style="list-style-type: none">今後の県づくりの方向性を県民と共有し、共に取り組むための、いわば共創型の総合計画概ね2035年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後5年間(2023～2027年度)の行動計画県まち・ひと・しごと創生総合戦略[デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案して策定]SDGsの達成に寄与するもの[経済・社会・環境の3側面の課題に統合的に取り組み、誰一人取り残さない社会の実現を目指す]	確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る
第1編 現状と課題 長野県を取り巻く状況 <ul style="list-style-type: none">① 少子化と人口減少の急速な進行② 東京一極集中から地方分散への動き③ 気候変動への対応や持続可能な社会の実現に向けた動き④ 自然災害や感染症などの脅威⑤ 激変する国際情勢⑥ 社会におけるデジタル化の急速な進展⑦ 社会に存在する様々な格差⑧ ライフスタイルや価値観の多様化 長野県人口の推移と将来展望 <ul style="list-style-type: none">① これまでの人口推移② 長野県人口の将来展望 長野県の特徴 <ul style="list-style-type: none">① 学びの風土と自主自立の県民性② 自立分散型の県土③ 変化に富んだ豊かな自然環境④ 多様な文化と豊かな交流⑤ 大都市圏からのアクセスの良さ⑥ 全国トップレベルの健康長寿⑦ 地域で育まれてきた特色ある産業 これまでの取組の成果 <ul style="list-style-type: none">① 8つの「重点目標」の進捗状況② 6つの「政策推進の基本方針」の進捗状況	第4編 施策の総合的展開 →P4
第2編 政策構築・推進に当たっての共通視点 「長野県を取り巻く状況」を踏まえた視点 <ul style="list-style-type: none">① 女性・若者の希望を実現し、少子化を食い止め人口減少に対応する② 人権の尊重や公正さ、多様性・包摂性を追求し、誰一人取り残さない③ SDGsを踏まえ、環境と調和した持続可能な発展を追求する④ デジタル技術を徹底活用する⑤ 世界を視野に入れ行動する 「長野県の特徴」を踏まえた視点 <ul style="list-style-type: none">① 県民に息づく「学びと自治」の力を生かす② 信州の強み・地域の個性を生かす	1 持続可能で安定した暮らしを守る <ul style="list-style-type: none">1-1 地球環境を保全する1-2 災害に強い県づくりを推進する1-3 社会的なインフラの維持・発展を図る1-4 公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性を向上する1-5 健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る1-6 県民生活の安全を確保する 2 創造的で強靱な産業の発展を支援する <ul style="list-style-type: none">2-1 産業の生産性と県民所得の向上を図る2-2 人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する2-3 地域に根差した産業を活性化させる 3 快適でゆとりのある社会生活を創造する <ul style="list-style-type: none">3-1 住む人も訪れる人も快適な空間をつくる3-2 文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する 4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる <ul style="list-style-type: none">4-1 子どもや若者の幸福追求を最大限支援する4-2 年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる4-3 働き方改革を推進し、就労支援を強化する4-4 女性が自分らしく輝ける環境をつくる4-5 高齢者の活躍を支援する 5 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる <ul style="list-style-type: none">5-1 一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する5-2 一人の子どものもとで残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる5-3 高等教育の振興により地域の核となる人材を育成する5-4 学びの共創による地域づくりを推進し、生涯を通じた多様な学びを創造する
	第5編 新時代創造プロジェクト →P10
	6 女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト 7 ゼロカーボン加速化プロジェクト 8 デジタル・最先端技術活用推進プロジェクト 9 個別最適な学びへの転換プロジェクト 10 人口減少下における人材確保プロジェクト 11 世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト 12 県内移動の利便性向上プロジェクト 13 輝く農山村地域創造プロジェクト
	第6編 地域計画 →P14 地域をめざす姿 佐久 「高原野菜・カラマツが輝く豊かな農山村」と「教育・医療が充実した活力ある街」が織りなす「住んでよし・訪れてよし」の佐久地域 上田 多彩な魅力で人を惹きつけ、暮らしやすさを実感し、脱炭素社会をリードする上田地域 諏訪 ～諏訪の湖(うみ)・ハケ岳(やま)の恵み～ 活力ある地域を未来につなぐ 上伊那 人々の思いが力が重なり 高まり 未来を創る 二つのアルプスに護られた水と森林(もり)と太陽の伊那谷 南信州 リニア新時代のドアを拓く 伝統文化と最先端技術が共栄する南信州 木曾 豊かな自然と歴史・文化に育まれた「木曾らしい」暮らしを維持する地域づくり 松本 人々が活き、賑わいあふれ、快適で暮らしやすい信州の中心「松本地域」 北アルプス 北アルプスの恵みを活かした観光や農林業などの産業が栄え、暮らしやすさを実感し、訪れる人が感動する地域 長野 人が集い活力あふれる「中核的都市圏・長野」 北信 豊かな大地と自然に恵まれたふるさと 雪とともに暮らす北信州
	第7編 計画推進の基本姿勢 →P15 ～「学ぶ県組織」と「対話と共創」～ <ul style="list-style-type: none">① 県民の信頼と期待に応える組織づくり② 県民との対話と共創③ 県・市町村関係の改革と他県等との連携の推進④ 地方分権・規制改革による大変革⑤ ブランド力の向上

【基本目標】 確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

確かな暮らしを守る

- 短期的には新型コロナウイルス感染症、国際情勢の激変による物価高騰、中長期的には気候変動とそれに伴う災害の激甚化・頻発化、急激な人口減少とそれに伴う担い手不足などの様々な危機が、現在、複合的に押し寄せています。
- こうした危機を克服することで県民の安定した暮らしを確保し、明日への希望を持って日々の生活を送ることができ、万一の場合には温かな支援を受けられることができるという安心がある「確かな暮らし」を守っていきます。
- 県としては、次のような社会の実現に責任を持って取り組みます。
 - ・ 現下の物価高騰を克服し、コロナ禍等で停滞した社会経済活動が再生・活性化している。
 - ・ 省エネルギーや再生可能エネルギーの普及が進み、脱炭素社会に近づいている。
 - ・ ハード・ソフトの両面から災害への備えが強化されている。
 - ・ 出生数の減少傾向に歯止めがかかり、移住者やつながり人口が増加している。
 - ・ 地域社会に不可欠な医療・福祉、農林業、交通・建設業等の担い手が確保されている。
 - ・ 水道・排水処理施設や道路などの公共インフラが安定的に維持・運営されている。
 - ・ 公共交通等の移動サービスが充実し、高齢者、高校生、観光客等の移動の足が確保されている。

2

基本目標について

ゆたかな社会を創る

- 社会の成熟やグローバル化、デジタル化の進展などにより、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、物質的な豊かさだけでなく、生活の質やゆとりなど精神的な豊かさを重視する傾向が高まっています。
- こうした中、長野県は、経済的な繁栄を享受するとともに、環境と共生し、多様性が尊重され健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会、すなわち一人ひとりの県民がしあわせ（ウェルビーイング “Well-being”）を実感できる「ゆたかな社会」を目指していきます。
- また、ゆたかな社会を築く礎として、暮らしを支える「社会的共通資本」を多様な関係者とともに維持・発展させていきます。
- 県としては、次のような社会の実現に責任を持って取り組みます。
 - ・ 産業の生産性向上・働き方改革により、県民の所得が向上し、多様な働き方が実現している。
 - ・ デジタル技術の活用により、公共サービスや事業活動の利便性や効率性が向上している。
 - ・ 結婚・子育て支援、教育等が充実し、子ども・若者や女性の幸福追求が最大限保障されている。
 - ・ 性別、障がい、所得等による差別・格差の解消が進み、誰にでも居場所と出番がある。
 - ・ 高校改革、高等教育・リカレント教育の振興等により、学びの県づくりが進んでいる。
 - ・ 医療機関の機能分担と連携が進むなど、医療・介護サービスが質・量ともに充実している。
 - ・ 健康に生活できる期間が長くなり、多くの高齢者が現役で活躍している。
 - ・ 観光地域づくりやまちの緑化などが進み、快適でうるおいのある空間が増加している。
 - ・ 農山村や過疎地域等が人をひきつけ、人間的な暮らしの最先端地域になっている。
 - ・ 文化・芸術やスポーツに身近で親しむことができ、暮らしにうるおいをもたらしている。

これらの考えは、「誰一人取り残さない」という誓いの下、経済・社会・環境の統合的向上を図ることにより持続可能な世界の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）にも呼応するものです。

3

施策の総合的展開について

- ・ 5つの「政策の柱」ごとに計画期間中に取り組む34の施策を整理しました。
- ・それぞれの施策（下表において丸数字で表した施策）に「めざす姿」を掲げるとともに、その実現に向けた取組の進捗状況を測るため40の主要目標を含む128の施策達成目標を設定します。

1 持続可能で安定した暮らしを守る

課題

地球規模で急速に進行する気候変動、その影響により一層の激甚化・頻発化が懸念される自然災害、一定の周期での発生が見込まれる大規模地震、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症など、これまで以上に様々な脅威が身近に迫っています。

また、公共インフラの老朽化、人口減少に伴う地域公共交通や社会保障制度の持続可能性の低下、グローバルリスクに起因する物価高騰など、社会活動の維持にも大きな課題が生じています。

めざす姿

脱炭素社会の実現に向けた取組が着実に進み、生態系や水大気などの地球環境が保全されるとともに、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産が守られています。

また、道路・上下水道・公共交通等の社会的なインフラが維持されるとともに、充実した医療・介護サービスが提供され、犯罪や交通事故等の少ない社会で、誰もが安心して日常生活を送っています。

施策

1-1 地球環境を保全する

- ① 持続可能な脱炭素社会の創出
- ② 人と自然が共生する社会の実現
- ③ 良好な生活環境保全の推進

1-2 災害に強い県づくりを推進する

- ① 災害に強い県づくりの推進

1-3 社会的なインフラの維持・発展を図る

- ① 社会的なインフラの維持・発展

1-4 公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性を向上する

- ① 公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性の向上

1-5 健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る

- ① 健康づくりの推進
- ② 充実した医療・介護提供体制の構築

1-6 県民生活の安全を確保する

- ① 県民生活の安全確保

施策の総合的展開について

2 創造的で強靱な産業の発展を支援する

課題

新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の緊張の高まりにより、企業や家計は著しく打撃を受け、経済再生に向けた取組が急務となっています。

また、Society 5.0時代を見据えたデジタル化の急速な進展や、脱炭素社会への取組を経済成長につなげるGXの動きなど、新時代に即した産業の競争力を高めていくことが必要です。

さらに、持続可能な産業を実現するためには、環境調和型経済への転換や、各産業の人手不足を緩和し、暮らしを支える産業の維持・発展を進めていくことが重要です。

めざす姿

アントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成等により、県内における起業・スタートアップが増加しています。

また、デジタル化による成長産業の創出・振興や、リスキリング・リカレント教育などによる産業人材やグローバル人材の育成・確保等が進むとともに、農林業においても先端技術の活用と担い手の確保が促進され、産業の生産性が向上し、県民所得が向上しています。

さらに、再資源化等を図る循環経済や、食料・エネルギーの地消地産といった地域内経済循環への転換が図られるとともに、産業の担い手が安定的に確保され、地域に根差した産業が活性化しています。

施策

2-1 産業の生産性と県民所得の向上を図る

- ① 成長産業の創出・振興
- ② 稼ぐ力とブランド力の向上
- ③ 産業人材の育成・確保

2-2 人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する

- ① 循環経済への転換の挑戦
- ② 地域内経済循環の推進

2-3 地域に根差した産業を活性化させる

- ① 地域の建設業等における担い手の確保の推進
- ② サービス産業等の活力向上

3 快適でゆとりのある社会生活を創造する

課題

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に東京一極集中の動きに変化が生じ、地方で暮らす・働くことへの関心の高まりが生じた一方、行政・民間におけるデジタル化の遅れやデータ連携・利活用環境の整備不足が浮き彫りとなりました。

また、生活の質やゆとりある暮らしを重視する傾向が高まっており、人々のしあわせや豊かさに関する価値観も多様化しています。

めざす姿

まちの緑化、自然を身近に感じる暮らしや、生活における利用者目線でのデジタル化が進み、どこでも誰もが快適でゆとりのある暮らしを送っています。

また、住民や企業・NPO、行政、地域の関係者等が世代や分野を問わずに協働・共創し、自主的・主体的に地域づくりに取り組むとともに、県と市町村や市町村同士の連携が一層強まり、すべての地域が持続的に発展しています。

さらに、長野県の自然や営みが日本人のみならず、多様な文化を持つ外国人をもひきつけ、県外・海外からの観光のほか、県内への移住・多様なかかわりが活発に行われるとともに、コロナ禍でダメージを受けた人と人との絆や交流が回復し、住む人も訪れる人も長野県を楽しんでいます。

あわせて、県民が生活の様々な場面で文化芸術やスポーツに親しみ、心豊かに暮らすとともに、幼少期から多くの芸術作品や自然体験等に触れることで、非認知能力や創造性が高められています。

施策

3-1 住む人も訪れる人も快適な空間をつくる

- ① 地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進
- ② デジタルの力を活用した便利で快適な暮らしの実現
- ③ 地域活力の維持・発展
- ④ 本州中央部広域交流圏の形成
- ⑤ 移住・交流・多様なかかわりの展開
- ⑥ 世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

3-2 文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する

- ① 文化芸術の振興と文化芸術の力の様々な分野への活用
- ② 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進

6

施策の総合的展開について

4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる

課題

我が国は経済の活性化が図られてきた一方で、正規雇用・非正規雇用者の間や男女間における所得格差、貧困による子どもの教育機会や学力の格差が大きな課題となっています。

また、子ども・若者や女性、高齢者、外国人、障がい者など、多様な人々に居場所と出番がある社会を構築していくとともに、一人ひとりが希望する生活や働き方を選べる仕組みを築いていくことが求められています。

さらに、少子化・人口減少の進行は、経済活動における生産及び消費の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、県の存続に関わる問題です。

めざす姿

結婚・出産・子育てに関する経済的負担の軽減などにより、すべての女性・若者・子育て世代の希望が実現し、安心して生活を送ることができることで、出生数の減少に歯止めがかかっています。

また、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが必要とされ、個性や能力を発揮でき、活躍する場があるとともに、他者を認め、思いやり、共に支え合う共生社会が実現しています。

さらに、一人ひとりが希望する仕事やライフスタイルに合った働き方を選び、雇用形態等における公正な待遇が確保されることで、社会的・経済的に自立し、自分らしく夢を持って地域や社会に参画しています。

施策

4-1 子どもや若者の幸福追求を最大限支援する

- ① 若者の結婚・出産・子育ての希望実現
- ② 子ども・若者が夢を持てる社会の創造

4-2 年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる

- ① 年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会の創出

4-3 働き方改革を推進し、就労支援を強化する

- ① 働き方改革の推進と就労支援の強化

4-4 女性が自分らしく輝ける環境をつくる

- ① 女性が自分らしく輝ける環境づくり

4-5 高齢者の活躍を支援する

- ① 高齢者の活躍の支援

7

5 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる

課題

社会の大きな変化の中で、「一律一律な教育」から「個別最適な学び」へ構造転換を図り、あくまでも子どもたちを中心に据えて、これからの時代に求められる力を育むことができる環境づくりを行うことが急務です。

また、経済状況や子どもの特性等により教育機会に格差が生じることがないように、教育の多様化や支援の充実を推進することが重要です。

さらに、デジタル化やグリーン化などの分野で産業界を支える高度専門人材やグローバル人材、地域特有の課題に対して解決の方策を提案できる人材が求められているとともに、人生100年時代にあつて、誰もが学び直すことができる環境づくりが必要です。

めざす姿

すべての幼児、児童、生徒にとって居心地のよい学校の中で、一人ひとりが持つ「好奇心」や「探究心」を伸ばし、能力が引き出され、自分にとっての幸せを実現できる学びに取り組むとともに、学校だけでなく、学校外にも多様な学びの機会が確保され、子どもたちにとっての個別最適な学びが実現しています。

また、県内の高等教育の振興により、大学などの高等教育機関が知の拠点としての機能を発揮し、アントレプレナーシップ（起業家精神）を持った人材が育成されるとともに、リカレント教育やリスキリングを通じて、働き続けられる能力が向上することで、変化の激しい時代にあつても様々な人材が県内企業や地域の中核的な担い手として活躍しています。

さらに、社会教育施設や学校などにおいては、生涯にわたって県民が学び続けることができる環境が整い、他者との対話と学び合いを通して、自主的・主体的な地域づくりが活発に行われています。

施策

- 5-1 一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する
 - ① 一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びの推進
- 5-2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる
 - ① 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境の創出
- 5-3 高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する
 - ① 高等教育の振興による地域の中核となる人材の育成
- 5-4 学びの共創による地域づくりを推進し、生涯を通じた多様な学びを創造する
 - ① 学びの共創による地域づくりの推進と生涯を通じた多様な学びの創造

40の主要目標について

1 持続可能で安定した暮らしを守る	3 快適でゆとりのある社会生活を創造する
1 再生可能エネルギー生産量	21 県に対してオンラインで実施できる行政手続の割合
2 新築住宅におけるZEHの割合	22 信州まつもと空港利用者数
3 民有林における造林面積	23 社会増減
4 災害時要配慮者の「個別避難計画」を作成している市町村の割合	24 移住者数
5 緊急又は早期に対策が必要な橋梁・トンネルにおける修繕等の措置完了率	25 観光消費額
6 公共交通機関利用者数	26 外国人延べ宿泊者数
7 健康寿命	27 信州アーツカウンシルの支援等団体数
8 医療施設従事医師数（人口10万人当たり）	28 運動・スポーツ実施率
9 交通事故死者数	4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる
10 自殺死亡率（人口10万人当たり）	29 出生数
2 創造的で強靱な産業の発展を支援する	30 婚姻数
11 労働生産性	31 信州子どもカフェ設置数・設置市町村数
12 会社開業率	32 法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数
13 製造品出荷額等	33 一般労働者の総実労働時間
14 農業農村総生産額	34 県内事業所における管理的職業従事者に占める女性の割合
15 林業産出額（うち木材生産）	35 県の審議会等委員に占める女性の割合
16 県民一人当たり家計可処分所得	5 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる
17 県産農畜産物の輸出額	36 高校生の海外への留学者率
18 加工食品の輸出額	37 信州型自然保育（信州やまほいく）認定園数・認定園の所在市町村数
19 就業率	38 「授業は、自分にあつた教え方、教材、学習時間になつていた」と答える児童生徒（小6、中3）の割合
20 県内出身学生のUターン就職率	39 信州自然留学（山村留学）者数
	40 県内大学卒業生の県内就職率

「新時代創造プロジェクト」について

- 新しい時代に向けて、社会経済システムの転換や施策の新展開・加速化、他に先駆けた取組等を横断的に特に進めていく必要がある政策をピックアップし、「新時代創造プロジェクト」として取り組んでいきます。
- 計画では、「新時代創造プロジェクト」の方向性を掲げるとともに、それを達成するための「リーディングアクション」（先導的取組）の例を示しています。具体的な「リーディングアクション」とその構成事業については、その効果の有無や社会経済情勢の変化等に応じて、柔軟に改廃や追加等を行っていきます。
- 「リーディングアクション」や事業の具体化と併せて、各プロジェクトの達成目標を掲げることも検討し、その進捗状況の的確な把握に努めていきます。

1 女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト

プロジェクトの方向性

- 職場・地域・家庭等における固定的性別役割分担意識を解消し、「女性の多様なライフスタイル」を支える社会に転換
- 仕事と子育て等との「両立」が当たり前の働き方へ転換するとともに、社会全体で子育てを支える「子育ての社会化」を目指す
- 生活や就業、出会い・結婚などに悩みを抱える若者が、様々なライフステージにおいて新たな一歩を踏み出しやすい社会を目指す
- 住まいの確保など移住先での生活の不安を解消し、「希望がかなうUターン・移住」への転換を図るとともに、若者にとって魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの女性・若者に選ばれる県づくりを進める

リーディングアクション例

- ◆ 保育・教育環境の充実や保育・教育費の負担軽減を図る
- ◆ 男性の育児休業取得の徹底や地域全体で育児を支え合うネットワークの構築を検討
- ◆ 多様な機会を通じて若者一人ひとりの生活や仕事、結婚などの悩みや不安に寄り添った相談・支援を実施
- ◆ 安心してUターン・移住できるよう、経験・スキルを活かした県内企業とのマッチング、住まいの確保を促進
- ◆ 女性・若者の起業や地域活動に伴うリノベーションなどを支援

2 ゼロカーボン加速化プロジェクト

プロジェクトの方向性

- ゼロカーボン社会共創プラットフォーム(くらしふと信州)においてあらゆる主体との新たな共創を実現し、県民・事業者・地域とともに、制度や事業モデルの創出といったあらゆる手段を駆使して、ゼロカーボンの取組を加速化

リーディングアクション例

- ◆ 屋根ソーラー設置や新築建物のZEH化の義務化を検討
- ◆ 「長野県版初期費用ゼロ円ソーラーモデル」を構築
- ◆ 県と地域が一体となって取り組む「地域参画型小水力発電事業モデル」を実施
- ◆ 再エネで地域のエネルギー需要量を賄い地域内経済循環を生み出す「エネルギー自立地域」を創出

10

「新時代創造プロジェクト」について

3 デジタル・最先端技術活用推進プロジェクト

プロジェクトの方向性

- デジタル・最先端技術とデータ利活用のメリットを暮らしや産業などあらゆる分野で徹底的に活用・展開することにより、担い手が減少していく中でも、あらゆる産業が継続されるとともに、場所・距離の制約なしに質の高いサービスが受けられ、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を加速化
- 県内全てのIT企業が開発型や他産業との伴走型ビジネス形態に転換することで、高い付加価値を生み出し、情報通信業が製造業に次ぐ産業に成長するとともに、日本一ITビジネスを始めやすい環境が整備され、IT系スタートアップが次々と生まれることを目指す
- 最先端技術であるメタバースやエアモビリティの導入・活用を図ることにより、県民等の利便性向上を目指す

リーディングアクション例

- ◆ 県内IT企業と連携し、企業のニーズの掘り起こしから技術導入まで一貫して伴走支援する体制を整備
- ◆ 県がデジタル人材を確保し、市町村に派遣し、DXを支援する仕組みを創設
- ◆ IT系企業に特化した県版ベンチャーキャピタル等の創設を検討
- ◆ へき地医療を補完する「D(医師) to P(患者) with N(看護師)」でのオンライン診療導入を促進
- ◆ 人流・消費データや旅行者のニーズ等を分析・活用したデジタルプロモーションを実施
- ◆ 学びや観光でのメタバース活用、ドローンや空飛ぶクルマなどを中山間地域の物流や移動等に活用する実証実験等の取組を検討

4 個別最適な学びへの転換プロジェクト

プロジェクトの方向性

- ICTの利活用、産学官の連携などにより、学校において児童生徒一人ひとりのニーズ、個性、認知・発達の特性に応じた個別最適な学びを実現
- 不登校児童生徒や児童生徒一人ひとりの学びのニーズに応える多様な学びの選択肢を提供

リーディングアクション例

- ◆ 「信州学び円卓会議(仮称)」を開催し、個別最適な学びのあり方等を議論
- ◆ 県内の子どもたちに多様な学びの選択肢を提供するため、県内各地でのサマースクール等の開催の促進、フリースクール認証・支援制度の創設、夜間中学校の設置・不登校特例校等の立地促進などを検討
- ◆ 企業・高等教育機関等の幅広い外部人材の参画促進や特別免許状等の活用などを推進

「新時代創造プロジェクト」について

5 人口減少下における人材確保プロジェクト

プロジェクトの方向性

- あらゆる産業分野で労働力不足が顕著になっている中、魅力ある職場づくりをはじめ、県外からの人材の呼び込みや多様な人材の労働参加を加速するとともに、リスクリングによる一人ひとりの労働生産性の向上や成長分野への労働移動、テレワークや兼業・副業といった「新しい働き方」に挑戦する個人や企業の取組を一層促進することにより、担い手不足が解消している社会を目指す

リーディングアクション例

- ◆若者を呼び込むため、職と住をトータルで紹介
- ◆上伊那地域の産学官が連携して次世代育成を実践する「郷土愛プロジェクト」など地域の主体的なキャリア教育の取組を県内展開
- ◆女性デジタル人材等の育成と、在宅勤務等でIT関連業務を請け負うビジネスモデルを展開
- ◆兼業・副業の容認促進、「一人多役」等多様な働き方を普及
- ◆後継者を広く募集しマッチングを推進
- ◆全国随一の森林・林業の人材育成拠点地域を創出するため、木曾谷・伊那谷フォレストバレーの形成を推進

6 世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト

プロジェクトの方向性

- 県内企業の海外展開支援や成長産業への参入支援、輸出、インバウンド需要の取り込みにより、域外(国内外)から資金を獲得
- 産業間の共創により地域内で資金を循環させる経済構造に転換

リーディングアクション例

- ◆EVのグローバルサプライチェーンへの新規参入、次世代半導体や電動モビリティの開発・実証を促進
- ◆重点農産物や発酵食品の新規市場開拓を支援
- ◆信州ならではの体験を提供できる県の推奨ガイドを育成のほか、海外における発信拠点として現地コーディネーターを配置
- ◆地域のサービスや製品の購入を促す「デジタル地域通貨」を普及
- ◆県産小麦・大豆・そば等の生産拡大と品質向上を図り加工品の原料を県産へ転換
- ◆「信州型サーキュラーフード・ビジネス」を構築

12

「新時代創造プロジェクト」について

7 県内移動の利便性向上プロジェクト

プロジェクトの方向性

- 持続可能な地域公共交通を維持・確保するためにこれまで以上に行政が関わる仕組みへ転換するとともに、訪問型のサービス提供など総合的な取組により、高齢者や高校生など誰もが大きな不便を感じることなく日常生活を送ることができる状態を目指す
- 県内を円滑に移動できる環境を整備することにより、観光客を含む利用者の利便性の向上を目指す

リーディングアクション例

- ◆高齢者や高校生などの移動の確保のため、必要なサービス水準(ダイヤ・運行回数・運賃等)のあり方を検討
- ◆公共交通機関のキャッシュレス化や公共交通情報のオープンデータの活用を推進し、MaaSの取組を加速化
- ◆EVやグリーンスローモビリティ等の環境負荷の低い車両の導入、充電インフラの整備を促進

8 輝く農山村地域創造プロジェクト

プロジェクトの方向性

- 人口減少による構造的課題や、コロナ禍を契機とした価値観の変化を「未来に向けた変革(トランスフォーメーション)を生むチャンス」と捉え、地域特有の資源を最大限活用し、日本・世界で類のないレベルに磨き上げるにより、様々な課題や条件不利性の克服と、これからの時代を牽引する新しい価値が複合的に生み出されるオンリーワンの「輝く農山村地域」(クリエイティブ・フロンティア)の創造を目指す

リーディングアクション例

- ◆輝く農山村地域の創造に向け、地域ぐるみの意欲的な活動で成果を挙げている地域を厳選し、様々な政策を集中投下するなど広範な支援を実施
(支援内容例)
 - ・県職員が地域への派遣など県組織を挙げた人的・技術的な支援
 - ・地域づくり支援組織による伴走支援
 - ・地域が目指す分野に特化した外部人材とのマッチング、派遣
 - ・既存の補助制度等の活用や新たな財政的支援の検討
 - ・障壁となる規制等の見直しが必要な場合の国への提案・要望や特区申請などによる支援

13

「地域計画」について

・10の広域圏ごとに独自性を発揮した地域計画を策定しました。

佐久 「高原野菜・カラマツが輝く豊かな農山村」と「教育・医療が充実した活力ある街」が織りなす「住んでよし・訪れてよし」の佐久地域 1 「晴れやかな空の下、心晴れやかに暮らす」確かな生活の基盤づくり 2 「佐久の産業は粒ぞろい」未来につなげる産業づくり 3 「教育が人を呼び込む」首都圏からの利便性と人を活かした地域づくり(地域連携プロジェクト) 1 浅間山の防災体制の強化 2 中部横断自動車道の整備促進	木曽 豊かな自然と歴史・文化に育まれた「木曽らしい」暮らしを維持する地域づくり 1 林業・木材産業の振興と森林資源を活かした二酸化炭素吸収源の確保 2 木曽らしさを活かした観光振興 3 地域防災力・減災力の強化 4 人口減少下における持続可能な地域づくり
上田 多彩な魅力で人を惹きつけ、暮らしやすさを実感し、脱炭素社会をリードする上田地域 1 上田地域の魅力の向上と発信による人を惹きつける観光地域づくり 2 地域を支える産業のグレードアップ 3 穏やかに暮らし続けられる地域づくり 4 持続可能な脱炭素社会の地域づくり	松本 人々が活き、賑わいあふれ、快適で暮らしやすい信州の中心「松本地域」 1 信州まつもと空港の利用促進と拠点整備の推進 2 大規模地震・噴火・水害等の発生に備えた対策の充実・強化 3 中部山岳エリアにおける広域的な観光振興と交通網の整備 4 地域ブランドを活かしたゆたかな暮らしと移住への取組
諏訪 ～諏訪の湖・ハケ岳の恵み～ 活力ある地域を未来につなぐ 1 ものづくり・観光・農林業振興 2 諏訪湖創生ビジョンの推進 3 ハケ岳・霧ヶ峰の豊かな自然と共生する地域づくり 4 脱炭素社会、安全・安心な地域の実現	北アルプス 北アルプスの恵みを活かした観光や農林業などの産業が栄え、暮らしやすさを実感し、訪れる人が感動する地域 1 農業、林業、製造業などの稼ぐ力を高める 2 観光誘客や移住者増加につながる地域の魅力を高め、発信する 3 地域の中で安心して生活できる環境を整え、次の世代につなぐ
上伊那 人々の思いが力が重なり 高まり未来を創る 二つのアルプスに護られた水と森林と太陽の伊那谷 1 伊那谷の未来を創る「ひと」づくり 2 誰もが安心して、快適に暮らし、人生を楽しめる「まち・暮らし」づくり 3 人が集い、新たな価値を共創する「つながり」づくり 4 22世紀も二つのアルプスにライチョウが生息し続けられる「脱炭素社会」づくり	長野 人が集い活力あふれる「中核的都市圏・長野」 1 大規模災害の経験を生かし「自然災害に強い持続可能な長野地域」をつくる 2 ポストコロナ時代に選ばれる「誰もが自分らしく健康に暮らせる長野地域」をつくる 3 人口減少下にあっても「デジタル技術や地域の強みを生かし今後も躍進する長野地域」をつくる
南信州 リニア新時代のドアを拓く 伝統文化と最先端技術が共栄する南信州 1 高速交通網開通の効果を最大限に活かす基盤整備 2 伝統を守り未来を見据えた持続可能な地域づくり 3 地域資源や特性を活かし地域を支える産業振興 4 安全・安心に暮らすことができる住みやすい地域づくり	北信 豊かな大地と自然に恵まれたふさと雪とともに暮らす北信州 1 北信州に生まれ・育ち・集まる人々が、交流し活躍する暮らしの推進 2 北信州の自然を活かした、収益性の高い農業・国際競争力の高い観光業の振興 3 雪国の暮らしを支えるライフライン、地域医療など生活基盤の維持と確保

計画推進の基本姿勢 ～「学ぶ県組織」と「対話と共創」～ について

1 県民の信頼と期待に応える組織づくり

- (1)「県民起点」の行動改革 ➤ 県民を起点に考える行動改革を進める
- (2)「学ぶ県組織」の浸透 ➤ 主体的に学び続け新たな取組に挑戦する県組織の風土を浸透させていく
- (3)時代の要請に応じた組織体制の構築 ➤ 計画の推進等に向けた体制強化を図り、効果的・効率的な組織編成に努める

2 県民との対話と共創

- (1)対話型の行政運営の推進
 - ①県民の声の行政運営への反映 ➤ 県政ツアミーティング等の充実や、県民参加型予算など新たな取組を進める
 - ②県民等情報の受け手の立場に立った広報の実施 ➤ 県民の「知りたい」広報への転換と、職員の発信力向上等効果的な広報に取り組む
- (2)多様な主体との共創の推進
 - ①共創マインドの浸透・定着 ➤ 民間人材との共創体験などを通じて、共創マインドを組織内に浸透・定着させる
 - ②様々な仕組み等を活用した共創の推進 ➤ 事業構築段階からプラットフォームの活用等様々な手法により多様な主体と共創を図る

3 県・市町村関係の改革と他県等との連携の推進

- (1)市町村との連携強化・役割分担改革 ➤ 市町村との連携を強化するとともに、規模に応じた役割分担の在り方を検討する
- (2)他都道府県等との連携 ➤ 国への提案・要望や広域的な取組に向け、他県との一層の連携強化を図る

4 地方分権・規制改革による大変革

- 国から地方への事務・権限や税財源の移譲等、本格的な地方分権を推進する
- 生産性の向上や技術革新等の妨げとなっている規制・制度の改革を推進する

5 ブランド力の向上

- 足元の価値の掘り起こしや魅力の磨き上げを行い、信州ブランドの素晴らしさを県内外に効果的に発信し、ブランド力向上を図る

第2期信州保健医療総合計画の概要

第1編 計画の基本的事項

1 策定趣旨

- 少子高齢化の更なる進展に伴う社会保障費用の増大、共働き世帯や単身高齢世帯の増加による家族形態の変化など、近年の保健医療を取り巻く状況は大きく変化。
- 限られた資源を重点的・効率的に活用し、一体的なサービスの提供体制を構築していくことが必要。
- 現行計画を引き継ぎ、**長野県が取り組む各種保健医療施策の方向性と具体的な目標を明らかにし、「健康長寿」という一つの目標に向かって、総合的に推進できるように、**保健医療に関連する9つの計画を一体的に策定。**

2 計画期間

- 平成30(2018)～2023年度(6か年)
(高齢者プランの計画期間と整合)

3 計画の評価・見直し

- 毎年度、目標達成度により定量的に評価を行い、PDCAサイクルにより施策を改善・見直し。

～ 一体化する計画 ～ (すべて法令等に基づく計画)

- ① 第7次長野県保健医療計画
- ② 第3次長野県健康増進計画
- ③ 長野県母子保健計画
- ④ 第3期長野県医療費適正化計画
- ⑤ 長野県歯科保健推進計画
- ⑥ 長野県がん対策推進計画
- ⑦ 長野県アルコール健康障害対策推進計画
- ⑧ 長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画
- ⑨ 長野県肝炎対策推進計画

第2編 長野県の現状

1 人口構造

- 総人口は国勢調査によると平成12年(2000年)の約222万人をピークに減少。平成27年(2015年)には約210万人、65歳以上の割合は30.1%。今後一定の政策を講じた場合、2060年に161万人、2080年頃から150万人程度で定常化の見通し。
- 後期高齢者人口(75歳以上人口)は2030年まで増加が続くものと推計。

2 平均寿命(2015年) ※厚生労働省都道府県別生命表

- 男性:81.75年(全国:80.77年)
- 女性:87.675年(全国:87.01年)

3 死亡原因

- 長野県民の死亡原因の1位は悪性新生物、2位は心疾患、3位は脳血管疾患となっており、これら3大死因の全死因に占める割合は、平成27年(2015年)では51.7%となっている。

4 県民医療費

- 平成27年度(2015年度)の県民医療費は6,756億円で、前年度に比べ224億円(3.4%)の増加。

第3編 目指すべき姿

○学びを通じた予防活動の充実と健康づくり

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に努めるとともに、高齢期における日常生活の自立を目指した身体機能の強化・維持、子どもの頃からの健康づくりへの学びや、働く世代のこころの健康対策等を推進し、県民の行動変容につなげる。

○共助(ソーシャルキャピタル)を基礎とした支援体制の整備

時間的にゆとりのない方や、健康づくりに無関心な方も含め、社会全体として相互に支え合いながら、県民一人ひとりが健康づくりに向けて取り組み、健康を守る環境を整備することを重視。

○医療提供体制の充実・強化

医療機能の適切な分化と連携を進め、地域全体で医療を支える体制の構築を目指す。
また、各医療圏における医療提供体制を充実・強化するとともに、必要に応じ、隣接する医療圏との連携を図り、県民誰もが身近なところで安全かつ効率的で質の高い医療を受けることができる体制を目指す。

○保健・医療・介護(福祉)の連携と自治の力を活かした地域包括ケア体制の構築

社会全体の変化に対応し、保健・医療・介護(福祉)が相互に連携し、自治の力を活かして地域住民がお互い支え合うことができる、切れ目のない地域包括ケア体制を目指す。

- 健康寿命の延伸(男性:79.80年 女性:84.32年)

※介護保険の要介護度から算出(H25(2013))

- 平均寿命と健康寿命の差の縮小
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現

「長生き」から
「健康で長生き」へ

～「健康長寿」世界一を目指して～

第4編 健康づくり ※主なもの

健康づくり
(予防)

県民参加の健康づくり	企業や団体、市町村と協力して、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する信州ACEプロジェクトを深化させて展開
生活習慣病予防	特定健診結果のデータ分析など地域の健康課題の「見える化」による市町村の的確な保健事業を支援
栄養・食生活	飲食店、市町村、関係団体等と連携し県民の食環境の整備を推進
身体活動・運動	ウォーキングコースやオリジナル体操の普及により県民が気軽に運動できる取組を推進
こころの健康	地域、学校、職場におけるこころの健康づくりやメンタルヘルス対策の推進
歯科口腔保健	歯科健診(検診)、フッ化物応用、オーラルフレイル対策等の取組の推進
たばこ	受動喫煙防止対策の徹底、未成年者の喫煙防止の取組を推進
母子保健	妊娠期～子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備

第5編 二次医療圏の設定と基準病床数、第6編 地域医療構想

1 二次医療圏の設定

○現行の10医療圏の枠組みを維持 ○事業・疾病ごとに圏域の設定や隣接医療圏との連携体制を構築

2 基準病床数

【一般・療養病床】18,158床 【精神病床】3,947床 【感染症病床】46床 【結核病床】42床

3 地域医療構想(平成29年(2017年)3月策定)

○2025年度の医療機能ごとの病床数及び在宅医療等の必要量の推計値を参考に、関係者が医療需要に応じた病床機能の分化・連携や医療と介護が一体となった体制づくりを進めるための方策を共有

第7編 医療施策 ※主なもの

医療提供体制整備・疾病対策まで切れ目なく一体的に施策を推進

医師	・医師の絶対数の確保と地域間・診療科間における医師の偏在解消 ・医師不足病院を支援するための人材ネットワークの構築
歯科医師	摂食嚥下機能管理等の専門分野に携わる歯科医師の確保と資質向上
薬剤師	「かかりつけ薬剤師・薬局」推進のための確保や資質の向上
看護職員	新規養成数の確保、資質向上や離職防止及びナースセンターでの再就業支援
管理栄養士・栄養士	保健・医療・介護等の分野における配置促進と資質向上
救急医療	救命救急センターの運営を支援するとともに、ドクターヘリを着実に運用
災害医療	二次医療圏ごとの災害医療マニュアルの定期的な見直しや災害訓練を実施
周産期医療	周産期医療体制の維持、精神科医療との連携体制の強化及び災害時周産期医療体制の構築
小児医療	継続的な療養・療育のための支援及び災害時の小児医療体制の構築
へき地医療	へき地診療所及びへき地医療拠点病院の運営を支援
在宅医療	・往診や訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営を強化 ・患者情報の共有による医師や訪問看護師等関係職種が連携した体制を構築
医療費の適正化	医療費の伸びを適正なものとするため、若年期からの生活習慣改善や生涯を通じた健康づくりの推進や医薬品の適正使用の推進

第8編 疾病対策等 ※主なもの

がん対策	すべての二次医療圏でがん診療拠点病院等を中心とした診療体制の整備
脳卒中対策	発症後速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制の整備
心筋梗塞等の心血管疾患対策	発症後速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制の整備
糖尿病対策	医療機関未受診者等に対する受診勧奨・保健指導や重症化予防の取組の実施
精神疾患対策	「多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制」及び「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築
アルコール健康障害対策	飲酒リスクや依存症の正しい知識の普及啓発、相談支援体制の充実及び専門的医療体制の構築

長野県食育推進計画（第4次）の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 社会情勢等の変化を背景とした複雑・多様化する課題に対応するため、新たな視点※を踏まえ、食育活動を担う様々な関係者の協力・連携のもと、組織的に食育を推進する計画を策定するもの。

※社会情勢の変化・新たな視点

- ・核家族化、単身世帯増、高齢化の進行 ・生活困窮者の増、物価高騰、食糧問題
- ・価値観の多様化、社会のデジタル化
- ・地域共生社会、地域内経済循環への転換
- ・コロナ禍の影響、頻発する自然災害 ・SDGs、エシカル消費

2 計画の位置づけ

- 食育基本法第17条に規定された都道府県食育推進計画
- 長野県総合5か年計画、信州保健医療総合計画、長野県食と農業農村振興計画等と整合し、一体的に推進を図るもの

3 計画の期間

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）（5年間）

4 計画の推進体制

- 県及び関係機関・団体等で構成される「信州の食を育む県民会議」の場を活用して、取組状況を共有し連携を促進
- 保健福祉事務所ごとに設置している「地域連絡会議」により、市町村や地域の関係機関・団体等と連携した取組を実践

5 計画の進捗管理・評価、公表

- 「信州の食を育む県民会議」において、計画の進捗状況を把握
- 統計資料等を活用するとともに、計画に記載されている指標の進捗状況を数値で把握し、必要なアンケートを実施
- 進捗状況評価を毎年実施し、必要があれば指標を修正
- 施策の取組状況や計画の達成状況は、県ホームページへの掲載等により公表

第2章 基本理念

～信州の食でつながる、人づくり・地域づくり～

「人づくり」 生涯にわたる心身の健康増進とゆたかな人間性を育む
 「地域づくり」 誰一人取り残さない地域で支える食育推進の仕組みづくり

第3章 施策展開

基本分野	現状と課題	目指すべき姿と目標	重点的な取組
若い世代への食育	<ul style="list-style-type: none"> ・20～30歳代の若者や保護者の食育への関心を高めることが必要。 ・20～30歳代の男女の朝食欠食率が高い。 ・20歳代以降、朝食欠食率が増加し、バランスよく食べる人の割合が減少。 ・高校生になると食育の機会が減少。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの親や若い世代が食育に関心を持つ。 ○ 幼児期から基本的な生活習慣を身に付ける。 ○ 子どもや若い世代がバランスのとれた食事を準備できるスキルや知識を身に付ける。 ○ 高校生が食生活を自己管理する力を身に付ける。 <p>※食育に関心がある若い世代の割合 20歳代男性（2019年度）22.1%→（2027年度）37%</p> <p>主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の割合 20歳代男性（2019年度）25.8%→（2027年度）40%以上</p>	<p>若い世代へ向けた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 若い世代が食育に関心を持ち、自ら実践できるようSNS等を活用して効果的に情報を発信。 <p>保育所・学校等と家庭や地域の連携による食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子ども達の食への関心を高め、料理のスキルが身につくよう親子料理教室やお弁当の日等を実施。 <p>高校生等に対する継続した食育の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係団体・機関と連携して、高校生や大学生に食の大切さを伝える機会を増加。
世界一の健康長寿を目指す食育	<ul style="list-style-type: none"> ・成人の男性の3人に1人は肥満、女性の10人に1人はやせ。 ・県民の食塩摂取量は男性11.3g、女性9.8gであり、9割以上の方が食塩摂取過剰。 ・20歳～50歳代の野菜の摂取量が少ない。 ・65歳以上の女性の低栄養傾向者が増加。 ・何でも噛んで食べられる人は約8割。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正体重が維持されている。 ○ メタボリックシンドロームが強く疑われる人・予備群の割合が減少する。 ○ 成人の糖尿病が強く疑われる人・予備群の割合が減少する。 ○ 成人の高血圧者・正常高値血圧の人の割合が減少する。 ○ 低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者が減少する。 ○ 何でも噛んで食べられる人が増加する。 <p>※低栄養傾向の高齢者（65歳以上女性）（2019年度）26.4%→（2027年度）減少</p>	<p>働き盛り世代の食を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食生活改善を図るため事業所等へ食アドバイザーを派遣し、ACEプロジェクトと連動した生活習慣病予防を推進。 <p>外食・中食における健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「野菜たっぷり」、「減塩」及び「適量の選択」など健康に配慮したメニューを提供する飲食店を登録・支援。 <p>フレイル・オーラルフレイル予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係者と連携し、高齢者の低栄養・フレイル・オーラルフレイルについて周知・啓発。研修会等で専門職の理解を深める。
食の循環と地域の食を意欲した食育	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物を残すことをもったいないと思う児童生徒は約8割。 ・郷土料理や、伝統料理を1種類以上作ることができる人は特に若い世代で少ない。 ・様々な家庭環境や生活の多様化により家庭での共食が難しい人が増加。 ・1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は807gで減少傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地産地消などの郷土への理解を深める。 ○ 食に関する感謝の気持ちを持つ。 ○ 地域で共食したいと思う人が、様々な人と共食する機会を持つ。 ○ 食品ロスの削減に取り組む。 <p>※作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合（2019）48.0%→（2027）増加</p> <p>1人1日当たりの一般廃棄物排出量（2020年度）807g/人・日→（2027年度）790g/人・日</p>	<p>食文化の継承・“地産地消”の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食と農を関連付けた体験の場の充実。 ➢ 農業生産者や食育ボランティア等の情報交換及び研修の実施。 ➢ 給食における有機野菜をはじめ地場産物の活用促進。 <p>地域共生の場を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 信州こどもカフェやこども食堂、高齢者の通いの場等共食の場における食育の推進により、誰一人取り残さない地域づくり。 <p>エシカル消費の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 出前講座等により関係部局と連携し、エシカル消費の趣旨や意義についての普及啓発。
信州の食を育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関心のある県民の割合は男性約4割、女性約6割。 ・食育ボランティアは、全体的に減少。 ・地域において食に関わる様々な人が、連携して地域全体の食育を推進する体制を整えることが必要。 ・食品に関する正しい情報が必要。 ・新しい生活様式、デジタル社会の到来。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民が食育に関心を持つ。 ○ 食育のボランティア活動に参加する県民が増加する。 ○ 食品に関する信頼できる情報に基づく適切な判断をし、健全な食生活が行われる知識を持つ。 ○ 子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたり、ライフステージに応じた食育の取組が推進されている。 <p>※食育ボランティア数（2020年度）18,780人→（2027年度）現状維持</p>	<p>食育についての普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子どもから高齢者までが集い、食育を推進するための地域住民の交流を推進。 <p>食育を推進するための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食育ボランティアの養成・育成・活動への支援。 <p>食品の安心安全の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ HACCPによる衛生管理、食品の安全性について関係者の相互理解の促進と県民への情報提供。 <p>信州の食に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新しい生活様式に対応したイベントやICT等を活用した取組と、様々な環境に配慮した情報提供の実施。

第8期長野県高齢者プランについて

介護支援課

はじめに

1 計画策定の趣旨

- ◆ 県内人口が減少する中、高齢者人口のピークは2040年と推定され、特に85歳以上人口は現在の約1.5倍と大きく増加する見込みである。また、近年の災害・新興感染症の影響なども踏まえ、第8期長野県高齢者プランでは、地域包括ケア体制のさらなる深化・推進を図るため、市町村及び県が目指すべき基本的な方向性を定める。

2 計画の位置づけ

- ◆ 「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン 2.0～」高齢者福祉分野の個別計画
- ◆ 保険者である市町村の介護保険事業計画と連携(介護サービス量の見込みや施設整備の目標等)

3 計画期間：3年間(令和3年度～令和5年度)

第1編 計画の基本的な方向

長野県の高齢社会の現状と見通し

1 高齢者数

- ◆ 高齢者人口のピークは2040年68.2万人、2020年の約1.05倍
特に85歳以上は2040年19.3万人で2020年の約1.5倍

2 要介護(要支援)認定者数

- ◆ 全国の要介護認定率は上昇傾向であるのに対し、本県の要介護認定率は2014年から低下傾向
全国:17.9%(2014年)→18.6%(2020年) 本県:17.5%(2014年)→17.2%(2020年)
- ◆ 年齢と性別を全国平均にあわせた調整済み要介護認定率は13.9%(2020年)で、全国2番目に低い

3 認知症高齢者数

- ◆ 全国の認知症高齢者の将来推計では、2025年には730万人(65歳人口の20.6%)となる見込み
- ◆ 本県の要介護認定者のうち認知症高齢者数は2025年に7.52万人、2040年に8.97万人(65歳人口の13.1%)となる見込み

4 介護サービスの利用者数(65歳以上)

- ◆ 居宅サービス:69,678人、地域密着型サービス:18,930人、施設サービス:19,396人(2020年10月)

5 介護人材の状況

- ◆ 介護分野の有効求人倍率は平均で3.12倍であり、全産業の1.41倍(2020年度)

6 地域包括ケア体制の構築状況

- ◆ 地域包括ケア体制の構築状況が見える化(県全体:56.1%(2017年度)⇒66.0%(2019年度)、進捗率:9.9%)

2025年及び2040年の長野県の目指す姿

1 基本目標

「長寿の喜びを実感し、ともに支えあい、自分らしく安心して暮らしていける信州」

2 目指す高齢者の姿

●健やかに暮らす

介護が必要となっても、主体的に学び、生きがいを持ち、健やかに暮らす。

●ともに支え合いながら暮らす

地域における自治の力を活かし、県民同士が支え合い、地域の課題を解決して暮らす。

●自分らしく安心して暮らす

災害・新興感染症に備え、安心して暮らす。

3 長野県が目指す地域包括ケア体制の見える化、地域ごとの最適化

- ◆ 基本目標の実現に向け、学びと自治の力を活かして地域住民が支え合いながら、市町村が設定した日常生活圏域において、実態をわかりやすく見える化し、地域の特性に応じながら、医療・介護・生活支援等の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の確立を目指す。

第2編 施策の展開

I 健康でいきがいを持った暮らしを

★ 重点項目

章	現状・課題	主な施策の方向性
第1章 高齢者の社会参加と 生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加に意欲的な高齢者は多いが、具体的な行動に結びついていない状況 健康づくりのために運動や食生活に関する取組を行っている高齢者の割合は増加傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 意欲ある高齢者と地域の多様な活動とをつなげるなど社会参加への支援を強化 健康づくり県民運動「信州 ACE プロジェクト」の更なる推進を図る
第2章 介護予防とフレイル 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護になる要因は、3人に1人が「フレイル」 ★健康寿命延伸のために介護予防・フレイル対策の推進が重要 介護予防の取組が効果的なものとなるようPDCA サイクルに沿った取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> フレイル高齢者の早期発見と体操などを行う「通いの場」の拡大 通いの場へのリハビリ専門職の派遣や研究機関との連携による効果検証(評価)等を実施(参加率 現状:7.3%→R5:10.0%)

II 住み慣れた地域で最期まで自分らしく

章	現状・課題	主な施策の方向性
第3章 地域包括ケア体制の 構築	<ul style="list-style-type: none"> ★地域包括ケア体制の見える化 高齢者が安心して暮らし続けられるよう地域の実情に応じて市町村が目標を持って地域包括ケア体制の構築を目指す必要がある ★住民主体の生活支援サービスの充実 高齢者のニーズが高い生活支援サービスは「移送」「買物」 ★中山間地域における在宅生活介護サービス提供体制の構築を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア体制の構築状況が見える化し、地域の特性に合った体制構築を検討 地域の介護サービス等が高齢者に「一目でわかるマップ」づくりなど見える化を普及・推進 移送等生活支援サービスに係る研修やアドバイザー派遣によるサービス立ち上げ支援 中山間地域における通い・訪問・泊りの多機能サービスの普及を図るためセミナー等で市町村を支援
第4章 在宅医療・介護連携の 充実	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の療養、入退院時、急変時、看取りなどを行う際に、地域の関係団体の連携により、在宅医療と介護サービスが、切れ目なく提供できる体制構築が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携に関わる関係機関の情報共有等の場を、広域(二次医療圏)で設ける等、連携体制の構築と連携強化への支援
第5章 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成数が増加 認知症に対する医療・介護水準の向上と地域の認知症支援体制が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における認知症への理解の促進 認知症サポーターの養成と、地域における活動の仕組み(チームオレンジ)づくりの推進のための市町村支援
第6章 介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ★多様な介護サービス提供を担う介護人材の確保 生産年齢人口の減少に伴い高齢者等多様な人材の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護職員の養成・確保 入職促進、キャリア形成、職場環境改善 元気高齢者などボランティアの受入を拡大(介護職員 現状 3.8万人→R5:4.1万人)
第7章 多様な施設・住まいの 創出	<ul style="list-style-type: none"> ★2040年を見据え、特別養護老人ホーム等必要な施設サービス基盤等を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 需給バランスに応じた施設等の整備(広域+小規模特養 定員数 419人増加)(認知症グループホーム 定員数 282人増加)
第8章 災害・感染症対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ★サービス継続に向けた災害・新興感染症等への備え 近年の水害や感染症を踏まえ利用者の安全確保と事業継続の体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害・感染症に対応する実効性ある計画や業務継続計画(BCP)の策定を推進するため、研修や個別相談等により支援 感染症等に対応するための職員研修の実施
第9章 安全・安心な暮らしの 確保	<ul style="list-style-type: none"> 養護者による虐待件数が増加 成年後見制度の利用促進の体制づくりが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の未然防止・早期発見・対応 成年後見制度の利用促進に向けた市町村の体制整備支援

III よりよい介護サービスの提供・利用に向けて

章	現状・課題	主な施策の方向性
第10章 介護保険制度の適切な 運営	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの質の向上 利用者の主体的なサービス選択 市町村における介護給付費の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する集団指導や実地指導の充実 介護サービス情報公表制度の充実 ケアプラン点検など介護給付費適正化に向けた市町村支援

第3編 サービス量の見込と達成目標

計画期間中の介護サービスの見込量や整備目標、老人福祉サービスやその他の目標を整理。

第4編 老人福祉圏域

10 圏域ごと地域特性や介護サービスの状況と見込量、地域包括ケア体制構築に向けた現状と課題を分析

「長野県障がい者プラン 2018」の概要

1 計画の位置づけ

- ・ 障害者基本法に基づく県障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画の3つの計画を一体的に策定
- ・ 「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン～」における障がい福祉分野の個別計画

2 計画期間

- ・ 2018年度～2023年度（6年間）
- ・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の指針に基づき、1期3年間（2021年度～2023年度）

3 基本理念

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、**学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」**を目指します。

4 基本的視点

- ・ 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進
- ・ 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援
- ・ 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

5 重点的に取り組む施策

- (1) 障がいへの理解と権利擁護の推進
 - ・ 障がいのある人とない人との交流機会の拡大による理解促進
 - ・ 信州あいサポート運動と配慮を必要とすることを表すヘルプマークの導入による取組の推進 等
- (2) 地域生活の充実
 - ・ 地域生活移行に必要なグループホームの整備や地域生活支援拠点等の整備
 - ・ 充実、地域移行・地域定着支援の強化
 - ・ 計画相談支援・障がい児相談支援の質の向上 等
- (3) 社会参加の促進
 - ・ 一般企業への就労拡大、農林福連携による障がい者就労の支援
 - ・ 情報コミュニケーション支援の充実
 - ・ 障がい者スポーツの定着、ユニバーサルマップ(仮称)の作成
 - ・ ユニバーサルツーリズムの普及等による社会参加の機会拡大 等
- (4) 多様な障がいに対する支援の推進
 - ・ 医療的ケアが必要な障がい児者の支援に向けた体制の整備
 - ・ 発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対する多様な教育的ニーズに応じた支援の充実 等

6 主な成果目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）

項 目		目 標	考え方
福祉施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者	220人	令和元年度末施設入所者数の9.8%
	施設入所者の減少数	146人	令和元年度末施設入所者数の6.5%
福祉施設から一般就労への移行	一般就労への移行者数	421人	令和元年度移行者数の1.59倍
障がい児支援の提供体制の整備等に関する事	児童発達支援センターの設置	圏域ごとに全市町村で利用できる体制を整備	

第4次長野県自殺対策推進計画の概要

これまでの取組

○第1次計画

【計画期間】平成22～24年度
☆ 対策の推進体制を整備・構築

- ・自殺予防情報センターの設置
- ・全圏域で定期の相談会を開催
- ・自死遺族交流会の拡大実施等

○第2次計画

【計画期間】平成25～29年度
☆ 市町村等と連携し、対策を拡大

- ・年5,000人超のゲートキーパー養成
- ・支援関係者向けの研修を充実
- ・民間団体との連携事業の実施等

○第3次計画

【計画期間】平成30～令和4年度
☆ 全庁的な取組の推進、生きることの包括的な支援

- ・対応の段階に応じた対策
- ・実践と啓発を両輪とする対策
- ・役割の明確化と連携・協働の推進等

○「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略

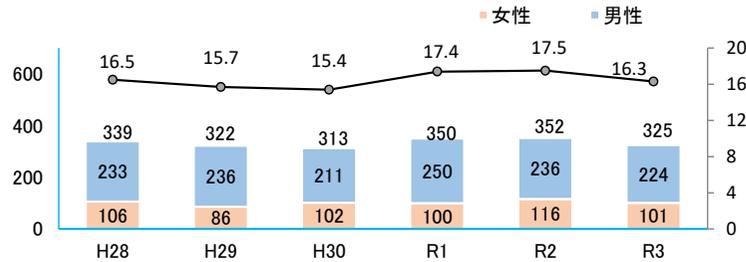
【計画期間】平成31～令和4年度
☆ 危機介入、予防策、生き心地の良い地域づくりによる自殺対策

- ・子どもの自殺危機対応チームの設置
- ・「SOSの出し方に関する教育」の推進
- ・多様な居場所づくりの推進等

本県の自殺の現状

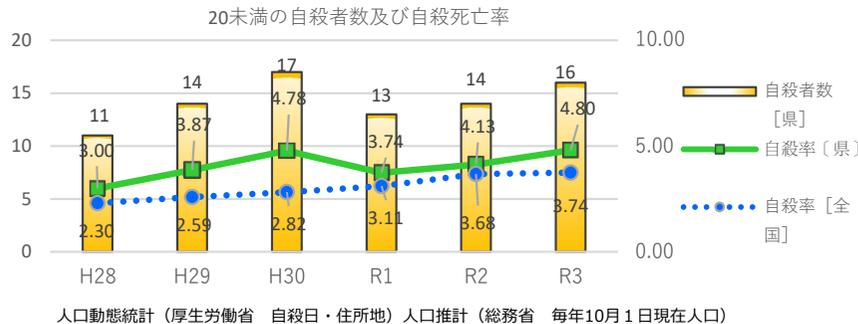
○自殺者数・自殺死亡率の推移

・ H28以降1日約1人のペースで自殺が発生



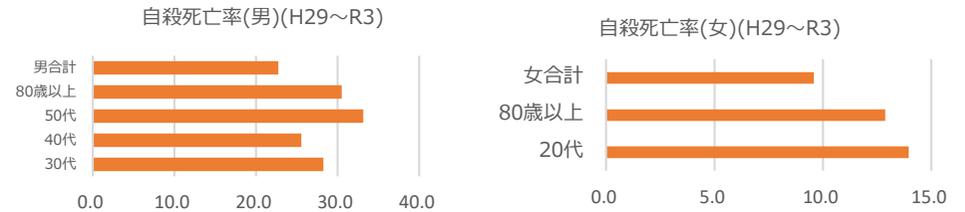
○若者

・ 15歳～30代の死亡原因：自殺が1位
20歳未満の自殺死亡率が高い（全国ワースト2位）
（H29～R3 5年平均 県:4.26、全国:3.18）



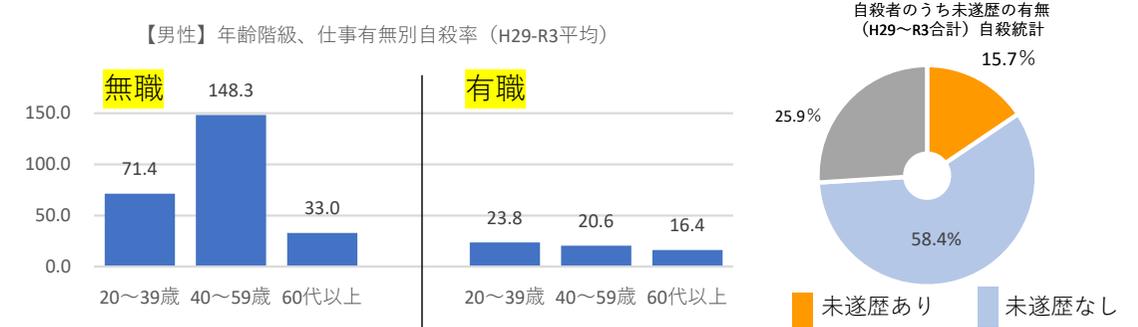
○男女

- ・ 男 30～50代の自殺死亡率が高い
80代以上の自殺死亡率が高い
- ・ 女 20代の自殺死亡率が高い



○その他

- ・ 職業の有無…自殺死亡率：無職者>有職者。特に無職の中老年男性
- ・ 未遂者…自殺者のうち未遂歴がある者が15%強



第4次長野県自殺対策推進計画 ～「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して～

【計画期間】 令和5年度(2023年度)～
令和9年度(2027年度)【5年間】

数値目標

- 自殺死亡率(人口10万対) 12.2以下
 - ・国目標 13.0以下 (R8)
- 20歳未満の自殺 ゼロ

施策の体系

基本方針

基本施策

【自殺対策の基盤的な取組】

重点施策

【自殺ハイリスク層に焦点を絞った取組】

低 自殺のリスク 高

様々な生きる支援関連施策

【県事業の様々な分野における生きることの包括的な支援の取組】

基本方針

- 「生きることの包括的な支援」としての対策
 - ・自殺はその多くが追い込まれた末の死である
 - ・その多くが防ぐことができる社会的な問題である
- 関連施策との有機的な連携を強化した全庁的取組
 - ・生活困窮者自立支援制度、孤独・孤立対策、子どもへの支援策、地域共生社会の実現に向けた取組、発達障がい等障がい者支援施策等
- 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
 - ・事前対応・危機対応・事後対応

- 実践と啓発を両輪とする対策
 - ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成
- 関係者及び県民の役割の明確化とその連携・協働・共創
 - ・行政機関、関係団体、民間団体、企業、県民等
- 新 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮
- 新 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮

基本施策

- 市町村等への支援強化と地域のネットワーク構築
 - ・市町村や関係機関への支援と連携
- 自殺対策を支える人材の育成
 - ・早期発見のためのゲートキーパーの養成
 - ・自殺対策に関する人材の確保と資質の向上
- 自殺対策に関する情報提供・理解促進
 - ・自殺対策の適切な情報提供と理解促進
 - ・適切な自殺報道の促進
- 生きる支援に関する県事業の推進
 - ・様々な背景を持つ人への「生きる支援」
- 効果の進捗確認

重点施策

- 拡 子ども
 - 子どもたちが生き生きと暮らすための支援
 - ・子どもの居場所づくり
 - ・子どもたちの生きる力を高めるための支援
 - 自殺のリスクを抱えた子どもを支える体制の構築
 - ・自殺のリスクが高まることを予防する取組
 - ・自殺のリスクが高い子どもへの危機介入 等
- 生活困窮者
 - 生活困窮者を支える仕組みの構築
 - ・地域の支援者とのネットワークの構築
 - ・生活困窮に関する相談の実施 等

- 働き盛り世代
 - 職場環境の改善
 - ・職場におけるメンタルヘルスの推進・ハラスメント防止への支援
 - ・長時間労働の是正への支援
 - ・労働に関する相談の実施 等

- 新 自殺未遂者
 - 自殺未遂者や家族を支える仕組みの構築
 - ・自殺未遂者の精神科医療へのつなぎ
 - ・自殺未遂者を支援するネットワークの構築
 - ・自殺未遂者やその家族等への相談体制の充実 等

様々な生きる支援関連施策

- 既存の研修等と連携した生きる支援（自殺対策）の推進
- 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修の受講推奨）
- 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供
- 様々な分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解促進

- あらゆる分野での広報・啓発の強化
- 調査・分析結果の活用
- 既存の生きることの包括的な支援の継続
- その他、様々な「生きる支援」との連動

長野県動物愛護管理推進計画について

食品・生活衛生課

第1章 動物愛護管理推進計画の基本的考え方

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現に向けて、行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、動物愛護管理法に基づき平成20年に策定した（平成26年に第1次改定、令和4年に第2次改定）。

計画の性格	・ 環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、本県の実情も踏まえて長野県が定めるもの。 ・ 本県の動物の愛護及び管理に関する施策の基本となる計画。
計画の期間	令和4年度から令和12年度まで（9か年間）
計画の進行管理	・ 毎年、計画の達成状況を点検し、動物愛護管理推進懇談会*の意見も伺いながら施策に反映。 *関係団体、中核市、県関係機関等で構成

第2章 長野県動物愛護管理行政の現状について

- 猫に係る苦情の増加（多頭飼育問題、糞尿・悪臭による生活環境被害等）
- 保健所の犬猫の収容頭数及び殺処分数の減少（飼い主への返還や譲渡の推進）
- 災害時におけるペット動物の救護等を行うための体制整備（獣医師会、動物愛護会との連携等）
- 動物取扱業者への計画的な監視指導の実施
- 動物愛護センターにおける動物愛護・適正飼養の普及啓発や動物介在活動の展開

第3章 新たな推進計画における施策等

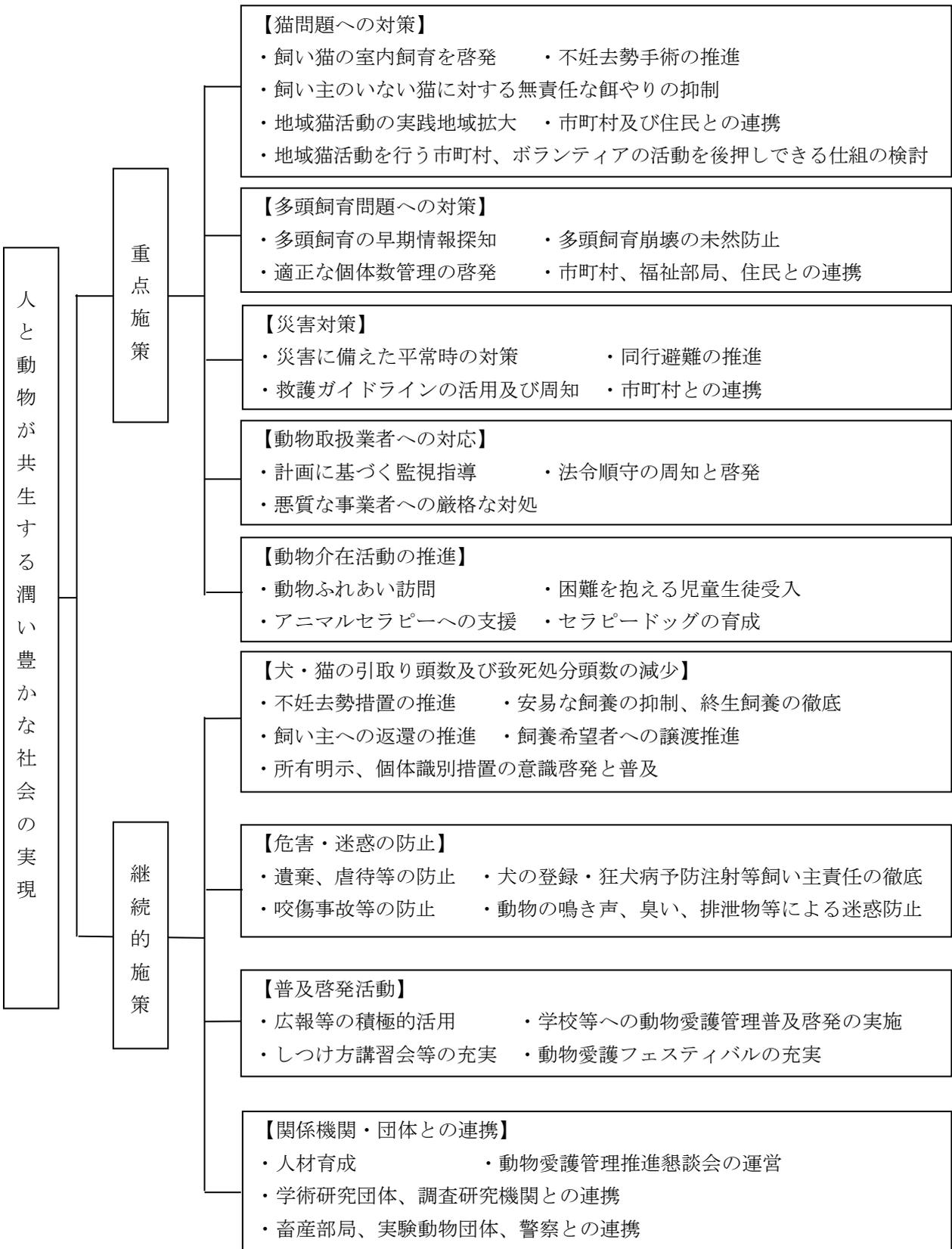
国の基本指針の見直しや動物愛護管理法改正、社会情勢の変化、当県のこれまでの取組の振り返りを踏まえた上で、新たな課題などの整理を行い、重点的に取り組む施策などを明確化した。

重点施策	① 猫問題への対策 ② 多頭飼育問題への対策 ③ 災害対策 ④ 動物取扱業への対応 ⑤ 動物介在活動	継続的施策	① 犬及び猫の引取・致死処分の減少 ② 動物による人への危害・迷惑防止 ③ 動物の適正飼養の普及啓発活動 ④ 関係機関との連携
------	--	-------	--

長野県動物愛護管理推進計画の施策体系

【理念】

【施策の内容】



◎ 数値目標の一覧

施策	目標	R2実績	数値目標
重点1 猫問題への対策	猫の苦情件数	2,518	1,000件以下
	猫の飼い方教室（保健所ごと・年度）	4回/3所 (R1 6回/6所)	各所1回以上
重点2 多頭飼育問題	多頭飼育等の対応を含めた市町村、社会福祉部局、住宅部局、動物愛護推進員、ボランティア等関係者による情報・意見交換会（保健所ごと・年度）	—	保健所の管轄区域ごとに年1回以上の実施
重点3 災害対策	市町村の防災訓練で同行避難を実施	—	保健所の管轄区域ごとに毎年1か所以上の実施
重点4 動物取扱業	動物取扱業の監視指導計画の実施率 第一種動物取扱業 第二種動物取扱業	78.4% 15.0%	監視指導計画件数の100%
重点5 動物介在活動の推進	子どもサポート関係者連携会議	1回	現水準維持
継続1 引取り・殺処分の減少	犬の引取数（150頭）※	30頭	30頭以下
	犬の返還率（80%）※	82.5%	80%以上
	犬の譲渡率（80%）※	101.0%	90%以上
	猫の引取数（1,200頭）※	851頭	800頭以下
	猫の返還率	1.5%	10%以上
	猫の譲渡率（40%）※	75.7%	60%以上
	犬の殺処分数 ^{注1}	0頭 (R2 5頭)	5頭以下 (10頭以下)
	猫の殺処分数 ^{注2}	64頭 (R2 260頭)	50頭以下 (500頭以下)
	猫の路上死体数（53自治体合計） （対人口10万当たり頭数）	R1 3,479頭 (R1 183.82頭/人口10万人)	参考指標
継続2 危害・迷惑の防止	狂犬病予防注射率（97%）※	88.2%	97%以上
継続3 普及啓発活動	動物愛護フェスティバル（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
継続4 関係機関との連携	保健所職員技術研修会の実施回数（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
	動物愛護推進員技術研修会の実施回数（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
	動物愛護センターサポーター研修会（年度）	1回	1回以上

※：改定前の計画において定められていた数値目標（到達目標を含む。）

注1、注2：従来の殺処分数には負傷等で収容中に死亡した頭数などを含めていましたが、新しい推進計画では、推進計画の継続的施策1に記載のとおり、殺処分の定義を変更しています。

第2期長野県地域福祉支援計画（概要）

1 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方

長野県地域福祉支援計画は、社会状況の変化等を踏まえ、地域に暮らす誰にでも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向性を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策を示すものです。

計画の位置づけ

本計画は以下の位置づけとして策定しています。

- 社会福祉法第108条第1項に規定された都道府県地域福祉支援計画
- しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）を地域福祉の分野で具体化する計画

本計画は、本県の地域福祉の向上に資するため、県が行う施策だけでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場からの主体的な活動と相互の連携・協働を期待するものです。

計画の期間

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）

2 長野県の地域福祉を取り巻く現状

- 人口減少、高齢化、単身世帯の増加が進展
- 新型コロナウイルスの感染拡大
 - ・人権問題へ関心をもつ割合の高まり
 - ・地域活動の低下
 - ・生活困窮者の増加、顕在化
- 複合的課題（ひきこもり、医療的ケア児等）の顕在化

3 計画の基本理念・地域共生社会のイメージ・施策の視点

基本理念

ともに学び ともに創る 地域共生・信州

長野県が目指す地域共生社会のイメージ

お互いに関わり合いながら、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる「ごちゃまぜ」(*)の社会

「支え手」「受け手」の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う社会

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助により包括的に支える社会

※ 福祉的なサービスが必要な人も、そうでない人も、多様な個性の人が、同じ地域の一員として生きていくというイメージ

施策の基本的視点

学びの推進

- 誰もがその人らしく生きるために、地域に生活する人々が、多様な個性を学ぶこと。
- 皆が地域づくりの主体として支え合うために、地域で営まれている様々な活動を学ぶこと。
- 地域の中で、包括的に支える社会をつくるために、福祉に関する多様な担い手が必要な知識を学ぶこと。

場づくり

- 誰もがその人らしく生きるために、地域の中の多様な居場所をつくること。
- 皆が地域づくりの主体として支え合うために、個性を生かせる活動の場をつくること。
- 地域の中で、包括的に支える社会をつくるために、多様な担い手が地域福祉に参加し、専門的な相談支援の場をつくること。

4 地域共生社会創造に向けての施策の方向性

第1節 多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり

めざす姿 多様な個性の理解が進み、誰もが安心できる環境がある

- 1 多様性の学びと交流と対話の場づくり
 - 多様な個性やちがいがあつことを知り、交流し、対話することで、お互いを尊重し合えるように、学びと交流の場を作る取組を行います。
- 2 安心して暮らせる環境づくり
 - 地域住民が、人としての生きる権利や機会、その人らしい生活等の理念を正しく理解できるよう、権利擁護の意識の醸成について、支え合いの実践を行う中で学ぶことや、学習・周知の機会をつくる取組を行います。

第2節 多様な主体による支えあいのある地域づくり

めざす姿 多様な主体による活動を促進し、個性を生かした活躍の場がある

- 1 地域の支え合い促進のための人材育成
 - 住民の自発性を促し、住民に寄り添った地域づくりを進めていくことのできる人材育成のための取組を行います。
- 2 多様な主体の協働による活躍の場づくり
 - 多様な立場の主体が、地域づくりをともに学び、考え、取組を共有する場や仕組みをつくるとともに、就労や地域活動など、その人それぞれの個性や環境にあつた社会参加ができるような取組を行います。
- 3 支え合いのある地域の基盤づくり
 - 地域の中で社会参加の妨げとなっている障壁を取り除き、積極的な社会参加ができるよう、環境整備を促進するとともに、県民が互いに連携した地域づくりのための取組を行います。

第3節 様々な課題への重層的な支援体制づくり

めざす姿 専門性を生かしながら、多様な機関が協働した相談支援体制がある

- 1 専門人材の育成、福祉サービスの充実と質の向上
 - 多様なサービスの充実とともに、各専門機関同士が相談内容を引き継ぐ体制を整えるため、相談に携わってきた職員等のそれぞれの専門性を高めつつ、責任を持って次の支援機関に対応を引き継ぐことのできる人材育成のための取組を行います。
- 2 多機関との連携によるワンストップの相談・支援体制づくり
 - 高齢、障がい、子どもといった福祉分野の専門性を活かしつつ、共通理解と顔の見える関係性を構築した上で連携を図っていくことや、市町村における支援体制整備の取組や地域福祉計画策定に係る取組を行います。

長野県循環器病対策推進計画 概要

策定の趣旨

循環器病（脳卒中、心臓病その他の循環器病）が、死亡原因や介護原因の主要なものとなっていることに鑑み、循環器病対策基本法※（以下、「基本法」）に基づく「長野県循環器病対策推進計画」を策定し、本県の実情に応じた総合的な循環器病対策を推進する。

※健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

位置付け

基本法第11条第1項に基づく法定計画で、国の循環器病対策推進基本計画を基本とし、第2期信州保健医療総合計画や第8期長野県高齢者プラン等の関連計画との整合・調和を図り、本県における循環器病対策の基本的な方向性を示すもの。

	R3年度	R4年度	R5年度
長野県循環器病対策推進計画		R4年度～R5年度	
第2期信州保健医療総合計画	H30年度～R5年度		
第8期長野県高齢者プラン	R3年度～R5年度		
傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準	H23年1月～		

計画期間

令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）までの2年間

推進体制・役割

「長野県循環器病対策推進協議会」を中心に、着実に計画を推進。

循環器病対策の推進に向けた、「県民一人ひとりの役割」を明記。

1. 地方公共団体（県、市町村）
2. 保健・医療または福祉の業務に従事する者
（医療・介護施設、薬局、その従事者等）
3. 医療保険者
4. 県民

評価及び見直し

長野県循環器病対策推進協議会において、計画の目標や進捗状況について評価を実施。
また、次期信州保健医療総合計画等との整合を図るため、2年間で見直しを行う。

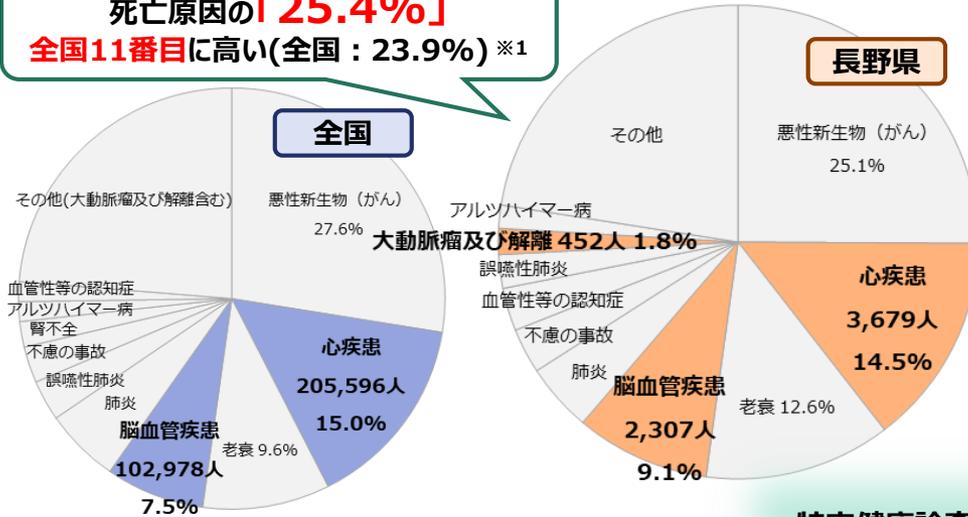
循環器病対策の歩み

昭和40年頃の脳梗塞などの脳血管疾患による死亡率は全国トップであったが、住民・健康ボランティア（保健補導員、食生活改善推進員）と市町村や保健所等の行政が連携した活動、医療機関による活発な地域医療活動、健康づくりに取り組む県民運動である信州ACEプロジェクトなど、地域住民や関係機関が一体となった地域保健活動の積み重ねが、現在の長寿県へとつながっている。

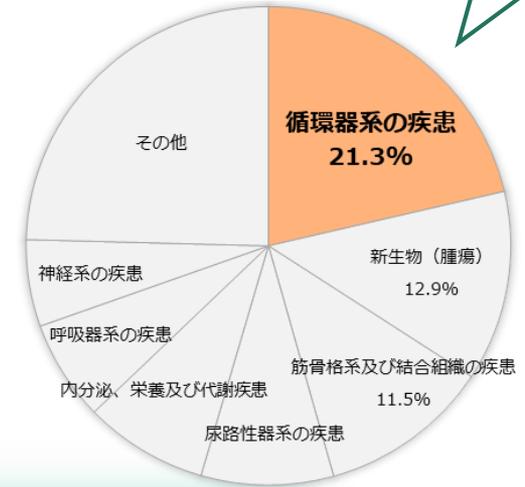
長野県循環器病対策推進計画 概要

長野県の現状

死亡原因の「**25.4%**」
全国11番目に高い(全国：23.9%) ※1



一人当たりの医療費の「**21.3%**」 ※2

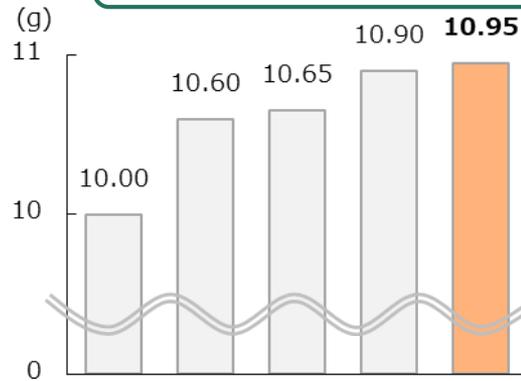


特定健康診査受診率※4は、「**55.3%**」(全国8位)

特定保健指導実施率※4は、「**23.2%**」(全国7位)

と高いけれど、

食塩摂取量は「**全国ワースト1**」(男女平均：10.95g) ※5



男性：ワースト3(11.8g)
女性：ワースト1(10.1g)

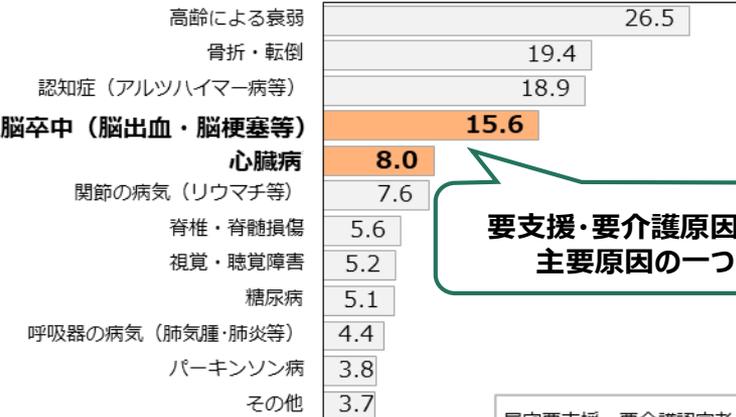


長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

要支援・要介護原因に至る
主要原因の一つ※3

居宅要支援・要介護認定者
(n=29,989)
※複数回答、無回答除く

(%) 0 10 20 30

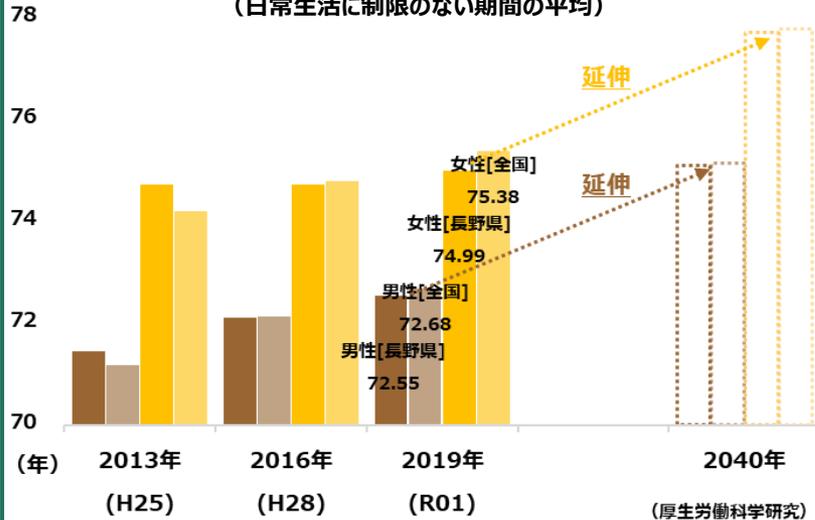


※1 R2 厚生労働省「人口動態統計」、※2 KDB「疾病別医療費分析」(R3.5診療分)、※3 R1 介護支援課「高齢者生活・介護に関する実態調査」、※4 R1 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」、※5 H28 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

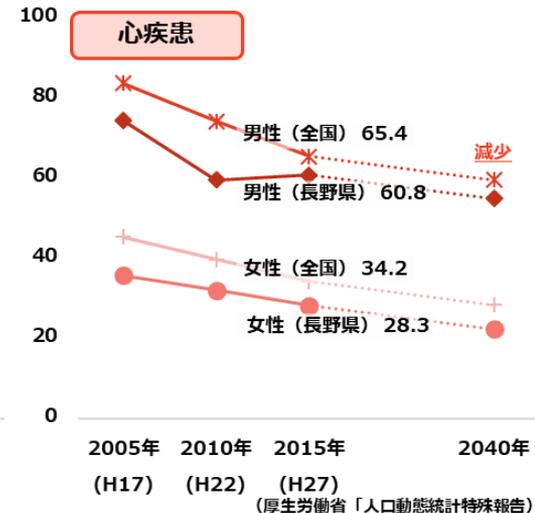
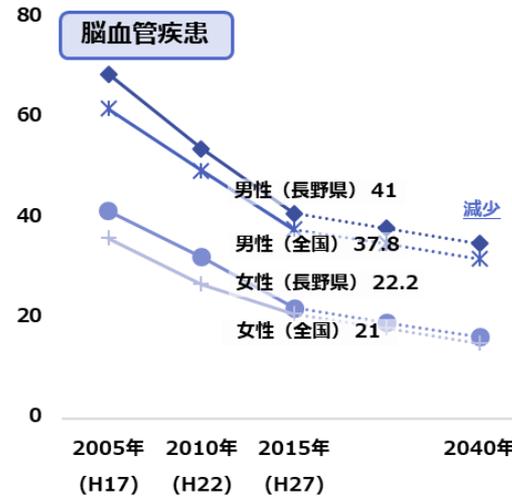
長野県循環器病対策推進計画 概要

全体目標：「健康寿命の延伸」「循環器病の年齢調整死亡率の減少」

健康寿命
(日常生活に制限のない期間の平均)



年齢調整死亡率 (人口10万対)



(参考) 国の基本計画における全体目標：2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

施策の展開

1. 循環器病予防の取組の推進

1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
 - ▶ 循環器病とその特徴に関する知識の普及啓発
 - ▶ 発症・重症化予防に関する十分かつ的確な情報提供
2. 循環器病を予防する健診の普及や取組の強化
 - ▶ 健診受診につながる普及啓発の強化と効果的な実施方策等の検討
 - ▶ 健診結果から早期診断・治療介入に資する取組を推進

2. 医療提供体制の整備

1. 救急搬送体制の整備
 - ▶ MC体制の充実・強化、適切な初期対応の普及啓発
2. 医療提供体制の構築 (急性期から回復期及び維持期)
 - ▶ 病期に応じた医療・リハビリテーション提供体制の整備
3. 循環器病の緩和ケア
 - ▶ 緩和ケアの認知度向上、人生会議 (ACP) の普及
4. 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
 - ▶ 小児疾患の早期発見、移行期医療支援体制の構築

3. 多職種連携による循環器病対策・循環器病の患者支援

1. 社会連携に基づく循環器病対策
 - ▶ 地域連携クリティカルパスの普及、医療と介護の連携推進
2. 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - ▶ 後遺症に対する社会的理解促進に資する取組を推進
3. 治療と仕事の両立支援・就労支援
 - ▶ 企業等に対する両立支援の普及、就労支援体制の検討
4. 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ▶ 科学的根拠に基づく情報をわかりやすく提供

4. 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備

1. 循環器病の研究推進 ▶ 国で進める公的枠組みへの協力とデータの活用方法を検討